

事業所紹介

社会福祉法人 秀溪会

法人の理念

— ともに生きる —

1. 一人ひとりを大切にします
2. 安心して暮らせる環境を作ります
3. 地域の活性化に貢献します

障がい福祉サービス事業所 秀溪園

障がい者生活支援センタータイレシ

児童発達支援事業

地域活動支援センター ぽけっと

共同生活援助(グループホーム)

なごみ37番館(定員10名)

なごみ33番館(定員5名)

島ホーム(定員4名)

島ホーム2(定員4名)

なごみ35番館(※サテライト型)

※期限が3年となっており、一般の住宅
支援を行うタイプのホーム。

グループホームについて

※グループホームとは※

障がいのあるかたが、世話人等の支援(食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、日常生活に必要な相談・援助)を受けながら地域生活を送る居住の場です。

※費用について※

運営にかかる費用は法人負担が原則ですが「家賃、食材料費、光熱水費、日常生活品などの費用」などは利用者負担です。

※グループホームでの生活※

別紙

※世話人の業務内容について※

1. 日常生活における相談・援助
個別支援計画に基づいた支援をおこない、相談に応じたり助言をしたりする。
2. 食事の提供
食事の提供を行う。
3. 健康管理
健康状態のチェック。
保健・衛生・服薬・通院の支援。
必要に応じて受診の同伴。
4. 金銭管理
金銭管理が必要な入居者の金銭管理に関する援助。
出納、記録。
5. 諸記録の整備
個別支援計画に沿った支援の記録、健康状態や日常生活についての記録、給食や経理に関するものの記録。
6. 関係事業所への報告・連絡
入居者の健康状況、生活状況を報告する。
非常事態(災害・事故等)またはそのおそれがあるときは、すみやかに連絡する。
毎月末に、その月の会計(食材料費、光熱水費、その他)状況の報告をする。
7. その他
入居者の日常生活が円滑にすすめられるために必要な援助。

※世話人は…※

1. 入居者のプライバシーを守らなければならない。
援助で知り得たことを他言してはならない。
2. 保護的・指導的にならない。
入居者の自立心を支援し、年齢にふさわしく接すること。

グループホームでの1日

6:00

世話人が出勤してきます。

6:00~10:00 までいます。(休日は~13:00)

起床 朝食 出かける準備をします。

8:00

バス、送迎バス、送迎車で出勤します。

日中

日中は会社や事業所で活動します。

休日は自由に過ごします。12:00 休日はホームで昼食です。

16:00~17:00

帰宅

世話人は 16:00~21:00 までいます。(休日は 15:00~)

18:00

夕食 入浴 洗濯 部屋の掃除等
就寝まで自由に過ごします。

~21:00

世話人が退勤します。

明日に備えて早めに寝ましょう。

~6:00

世話人のおもな仕事内容

6:00~10:00(休日は~13:00) 健康状態の把握、着替えや洗面・洗濯・個室の掃除の支援、朝食昼食の準備、服薬管理、口腔ケア支援、共用部分の清掃、金銭管理、相談、食材管理、日用品管理買い物等、日誌記入、引き継ぎ連絡

16:00~21:00(休日は 15:00~) 健康状態の把握、夕食の準備、服薬管理、入浴や着替えの支援、洗濯、口腔ケア、相談、金銭管理、就寝準備や見回り、日誌記入、引き継ぎ連絡